

はじめに

①計画策定の趣旨

本町においては、昭和46（1971）年7月に第1次総合計画を策定して以来、10年ごとに総合計画を見直し、現在の第5次新宮町総合計画は平成23年度に策定されました。

第5次新宮町総合計画では、「人にやさしいまちづくり」・「環境共生のまちづくり」・「協働で拓くまちづくり」を基本理念としています。

基本計画は、この基本理念と基本構想で定めた基本目標を実現するため、施策を分野ごとに体系的に示したものです。

基本構想では、「町民と行政との協働によるまちづくり」と位置づけ、10年間の長期的な構想として多くの町民の意見を取り入れて作り上げたもので、基本計画は、基本構想をもとに具体的なまちづくりの方向性や取り組みの内容を表した5年間の中期的な計画です。

前期基本計画の計画期間の終了を迎える今、本町を取り巻く状況は計画策定当初とは大きく変わってきています。中心市街地の形成により人口が流入し、予測を大幅に上回る人口増加となり、それに伴い様々なインフラ整備が必要となってきています。

後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画の進捗状況や新たな課題を的確に把握・整理し、本町の置かれている現状を十分に認識することが重要となります。

今回、第5次新宮町総合計画後期基本計画では、基本構想を実現するための「10」の主要施策を掲げています。それぞれの施策については、「現状と課題」と事業の内容を示した「施策の内容」に整理して、実効性の高い計画を目指しています。

「基本構想」及び「基本計画」から構成された第5次新宮町総合計画を着実に推進することで、町民と行政による協働のまちづくりを実現していきます。



②計画の位置づけ・対象期間

◆後期基本計画の位置づけ

第5次新宮町総合計画は、基本構想と基本計画で構成されています。基本構想は、今後10年間の本町がめざすべきまちの姿（将来像）を明らかにし、その実現に向けたまちづくりの基本的な考えや方向性を示します。基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための具体的な施策・事業を体系的に明らかにしたもので、本町のまちづくりの指針となるものです。

◆対象期間と構成

基本構想の対象期間である10年間で、社会状況の変化に的確に対応していくため、5年をめぐりに内容の見直しを行います。後期基本計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間で計画期間とします。

■基本構想 【計画期間】10年間 平成23年度～平成32年度

・総合的・長期的視点に立って、本町がめざすべきまちの姿（将来像）の実現に向けて、その考え方や施策の基本方向を示す総合的なまちづくりの指針となるもので、町民から親しまれ、町民と行政の連携・協働のもと、未来の“新宮町”をつくるための「まちづくりの共通目標」としています。

■基本計画 【計画期間】5年間 平成23年度～平成27年度（前期） 平成28年度～平成32年度（後期）

・基本構想で示された10年間にわたる「めざすべきまちの姿（将来像）」を実現するために、本町が進めていく施策の内容を明らかにした町政の基本的な計画となるものです。

平成23年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32
基本構想（平成23年度～平成32年度）									
前期基本計画（平成23年度～平成27年度）									
					後期基本計画（平成28年度～平成32年度）				